

リニア駅周辺整備デザイン会議設置要綱

(設置の目的)

第 1 条 長野県の南の玄関口及び三遠南信地域の北の玄関口にふさわしいリニア駅を目指し、駅舎や魅力発信施設等の建築物、広場などのデザイン、駅周辺の景観形成について、リニア駅周辺整備基本計画のコンセプト及び諸条件、土地利用や広域的な視点を踏まえ将来を見据えた柔軟な検討を進めるため、リニア駅周辺整備デザイン会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 会議では、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 基本計画に示された各施設の配置・規模・機能やデザイン、また空間利用、利便性に関すること。
- (2) その他必要と認められる事項に関すること。

(委員の構成及び任期)

第 3 条 会議は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学識者 数名
- (2) リニア駅計画地域の代表 数名
- (3) 各種団体の代表者 数名
- (4) 行政機関 数名

2 委員の任期は、2 年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 公職にある故をもって委員となった者又は団体の代表として委員になった者の任期はその存任期間とする。

(役員)

第 4 条 会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、会議を総括し、検討会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(オブザーバー)

第 5 条 会議にオブザーバーを置くことができる。

(会議)

第 6 条 会議は、会長が招集し、議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明または意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 会議の運営を円滑に進めるため、必要に応じて部会を設けることができる。

2 部会は、会長の指名する者をもって組織する。

(会議の公開)

第8条 会議は、原則として公開して行うものとする。この場合において、報道機関等で公共性その他特別な理由があると認める者を除き、傍聴人の定員は議長が定めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、会議の議事が次の各号のいずれかに該当するときは、議長は会議を非公開とすることができる。

(1) 飯田市情報公開条例第7条の規定に該当するとき

(2) 当該会議を公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、または特定のものに不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるとき。

(事務局)

第9条 会議に関する事務は、飯田市リニア推進部リニア整備課が務める。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成29年7月20日から施行する。